

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「場 長 課」 を 「場長 課長」 に改め、同条第2項中「及び施設係長」を

「施設係長及び設備係長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)